

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度

専門医生涯教育細則

令和3年4月 制定

令和4年7月 改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第4条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)が生涯教育として実践すべき自己研鑽の内容、および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う専門医更新資格の審査・認定等に関する諸規定を定めるものである。

第2章 専門医生涯教育

(共通講習)

第2条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域のみならず全領域の専門医が習得すべき共通事項の講習を受講しなければならない。

2. 共通講習は、一般社団法人日本専門医機構(以下、機構という)が開催する講習の他に、各施設、団体、学術集会(地方会、研究会等を含む)などで実施される。
3. 形成外科領域関連学会で実施される共通講習は、学会に申請し、制度第4条5項および本細則第13条に定める専門医生涯教育委員会(以下、委員会といふ)の審査・認定を受けたのち、学会が機構に報告する。

(領域講習)

第3条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域に関する講習を受講し、自己研鑽に努めなければならない。

2. 領域講習は、学会に申請し、委員会の審査・認定を受けたものでなければならない。

(学術活動)

第4条 専門医は、生涯教育の一環として学会が認定する学術集会への参加・発表、学術雑誌等での発表などの学術活動を行うことにより、自己研鑽に努めなければならない。

2. 前項に該当する学術集会および学術雑誌等は別表1に定める。

(その他の社会活動)

第5条 専門医は、形成外科領域の診療以外に、生涯教育の一環として専門知識・専門技能を活かした社会活動に参加することが求められる。

第3章 専門医更新基準

(生涯教育に対する単位)

第6条 専門医は、本細則第2条から第5条に定める専門医生涯教育の実施により、専門医更新基準としての単位を与えられる。

(更新時必要単位数)

第7条 専門医は、5年の更新期間に最低50単位を取得しなければならない。

2. 50単位の内10単位は、所定の診療記録により示される形成外科診療実績をもって認定される。
3. 前項にかかわらず、3回以上更新を行った専門医は、4回目以降の更新審査において診療実績を免除され、更新時の必要単位数を40単位とする。

(必要講習単位数)

第8条 専門医は5年の更新期間に、本細則第2条に定める共通講習のうち医療倫理、医療安全、感染対策の3つの必修講習を各々1単位以上取得しなければならない。

2. 専門医は5年の更新期間に、本細則第3条に定める領域講習を15単位以上取得しなければならない。

(学術・社会活動単位)

第9条 専門医は5年の更新期間に、学術活動及びその他の社会活動により6単位以上を取得しなければならない。

2. 学術活動における単位数は別表1に定める。

(学術集会登録審査)

第10条 本細則第4条2項以外の学術集会(研究会、研修会等を含む)は、委員会による学術集会登録審査を事前に受け、参加実績・発表実績を専門医更新基準としての単位とすることができる。

2. 学術集会登録審査は、本細則第16条に定める専門医更新審査会で行われ、当該集会から提出された所定の申請書類に基づき学術活動としての単位数を決定する。
3. 学会は、理事会の承認を経て前項の学術集会を登録、公示し単位数を付記する。
4. 前項の学術集会は、3年毎に当該学術集会の開催状況を委員会に報告する。
5. 前項開催状況の審査で問題を指摘された学術集会は、

翌年も開催状況の報告を行い、再度問題を指摘された場合、当該学術集会の登録を取り消す。
(学術集会での講習受講単位)

第11条 本細則第4条2項および前条にて認定された学術集会の主催者は、専門医の生涯教育に資するプログラムを企画した場合、本細則第2条に定める共通講習、もしくは第3条に定める領域講習として学会に申請することができる。

2. 前項に定める申請は、学術集会会期の3か月前までに行い、所定の審査料を納付するものとする。
3. 委員会は申請のあったプログラムを、機構が示す基準に基づき審査し単位数を決定する。

(学術集会以外での講習受講単位)

第12条 学術集会以外で開催される実習講習やe-learningなどに関しては、別途委員会が審査し、単位を決定する。

第4章 専門医生涯教育委員会

(構成)

第13条 委員会は、委員長1名、委員15名程度で構成される。

2. 理事長は委員長を指名する。委員長は委員を指名し、理事会の承認を得る。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議決)

第14条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、専門医更新審査会では委任状を認めない。

2. 議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(業務)

第15条 委員会は以下の業務を行う。

- 1) 専門医資格更新審査
- 2) 専門医更新基準の審査
- 3) 専門医資格取り消しに関わる調査・報告
- 4) その他専門医の生涯教育に関する事業に関する業務

第5章 専門医資格更新審査会

(開催)

第16条 委員長は、専門医資格更新審査会を年に1回開催する。

(提出書類)

第17条 専門医は専門医資格を維持するために、審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

(専門医の活動休止)

第18条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があれば、制度第4条にかかわらず、専門医活動休止を申請することができる。

2. 委員会は、活動休止理由が妥当と認めた場合、申請のあった期間の活動休止を認める。休止期間は初回申請で最長2年までとするが、1年ごとの延長の申請は可能とする。
3. 前項の休止期間中は、専門医資格を休止という形で保有できるが、専門医と称することはできない。
4. 前項の休止期間中は、診療実績や講習会受講は更新の単位として認められない。

(更新審査の猶予)

第19条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により生涯教育を実践できない期間があれば、制度第4条にかかわらず、更新審査の猶予を申請することができる。

2. 委員会は、専門医資格更新審査において更新猶予理由が妥当と認めた場合、申請のあった専門医に1年間の猶予期間を与える。また、猶予期間は原則として一年までとする。
3. 前項の猶予期間中は、専門医資格は維持される。
4. 前項の猶予期間中は、診療実績や講習会受講は更新の単位として認められる。

(更新単位の上限)

第20条 委員会は、共通講習受講による取得単位のうち10単位までを更新単位として認定する。

2. 委員会は、領域講習受講による取得単位のうち31単位までを更新単位として認定する。
3. 委員会は、学術活動・その他の社会活動による取得単位のうち15単位までを更新単位として認定する。その内、学術集会参加による更新単位は、6単位を上限とする。

(専門医資格の更新)

第21条 委員会は、審査結果を理事長に報告し、理事長は更新の有資格者を機構に報告する。専門医の更新資格は、機構の二次審査を経て認定される。

2. 学会は、機構からの審査結果をすみやかに更新申請者に通知し、専門医登録原簿に登録する。
3. 機構は、専門医資格更新者を登録し、専門医認定証を再交付する。
4. 更新を忘れ、資格喪失後1年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失事由発生時から起算して1年間の更新猶予申請を行うことができるることとする。原則的に更新猶予の事後申請は受け付けられないが、専門医生涯教育委員会で十分な調査と審議を経て、

正当な理由があると判断されたもののみ審査対象とする。

(専門医資格の停止・喪失)

第22条 更新審査時に専門医更新基準を満たしていないものは、専門医資格を停止する。続く2年で専門医資格を更新できない場合は専門医資格を喪失する。停止期間中の更新申請資格は維持される。

2. 学会における会員資格が停止されたとき、同様に専門医資格も停止とする。停止の期間は会員資格停止期間と同様とする。
3. 資格喪失後1年を経たものは資格を放棄したものとみなす。但し、専門医生涯教育委員会での個別の調査と審議を経た上で、機構で承認された場合に限り5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合がある。

(専門医資格の取り消し)

第23条 委員会は、前条により専門医資格を喪失したものを理事長に報告する。

2. 委員会は前項に加え、以下のいずれかに該当すると思われるものを調査、確認し、専門医資格喪失者として理事長に報告する。

- (1) 専門医資格を返上したもの
- (2) 学会での会員資格を喪失したもの
- (3) 専門医資格の認定につき過誤があったもの
- (4) 専門医認定審査および専門医更新審査における提出書類に虚偽の記載があったと認められたもの
- (5) 専門医認定試験において不正があったと認められたもの

3. 前2項に該当するものは、理事会と社員総会の承認を経て専門医資格を取り消される。取消となった者は機構専門医認定証を速やかに日本専門医機構に返還する。

4. 理事長は、専門医資格の取り消しを機構に報告する。学会は、専門医登録原簿よりその名を削除し、公示する。

(再認定)

第24条 前条により専門医資格を取り消されたものが、再び専門医の資格を取得する場合は、本制度専門医認定細則に従う。

(専門医認定証の再発行)

第25条 専門医認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には機構に申請する。

(異議の申し立て)

第26条 単位認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、単位の認定あるいは機構による専門医更新の審査結果を理事長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

2. 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事

長に報告する。

第6章 細則の変更手続き

(改廃)

第26条 この細則の改廃は、理事会において行う。